

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>Ⅱ-1 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅱ-1-1 一般的な監督事務 (1)～(5)(略)</p> <p>(6) <u>類似商号使用者等の実態把握等</u>                      投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、<u>金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号又は名称を使用している者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。</u>                      特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>Ⅱ-1 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅱ-1-1 一般的な監督事務 (1)～(5)(略)</p> <p>(6) <u>無登録業者等及び類似商号使用者の実態把握等</u>                      投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、<u>無登録・無届</u>けで金融商品取引業等を行っている者及び金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号又は名称を使用している者を把握した場合は、<u>警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。</u>                      特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。</p> <p>(7) <u>無登録業者等に係る対応について</u>  <u>無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</u>  <u>なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行なっている者についても、これに準じた対応をすることとする。</u></p> <p>① <u>苦情等の受付</u>  <u>投資者等から無登録で金融商品取引業を行っている者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容(業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>連絡することの可否等)を聴取した上、次により対応する。</p> <p>イ <u>他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する(その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする)。</u></p> <p>ロ <u>連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。</u></p> <p>ハ <u>情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。</u></p> <p>ニ <u>無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう懇請する。</u></p> <p>ホ <u>「管理台帳(監督指針別紙Ⅱ-6)」を作成し、投資者からの苦情・照会内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。</u></p> <p>② <u>無登録で業を行っていることが判明した場合</u>  <u>直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で業を行っていることが判明した場合には、次により対応する(捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く)。</u></p> <p>イ <u>無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。</u></p> <p>ロ <u>無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに取り止めるよう監督指針</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(7) 類似商号使用者等に対する警告等</p> <p>① 明らかに類似商号に該当すると認められる者(例えば、「〇〇証券」、「〇〇第△種金融商品取引業者」、「〇〇投資法人」等)については、別紙様式Ⅱ-1により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。</p> <p>② 金融商品取引業者と紛らわしい商号(注)を使用している者については、別紙様式Ⅱ-2により文書で警告を行うとともに、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により業務内容を調査するものとする。</p> <p>調査の結果、当該業者の業務が金融商品取引業者とは明らかに異なる場合を除き、別紙様式Ⅱ-3により再度文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。</p>	<p>別紙Ⅱ-4及びⅡ-5により文書による警告を行う。</p> <p>③ <u>無登録で業を行っている</u>と断定するまでには至らない場合  <u>実態把握の結果、当該業者が無登録で業を行っている</u>と判明するまでには至らない場合であっても、<u>行っているおそれがあると判断される場合には、監督指針別紙Ⅱ-5により文書による警告を行う</u>(捜査当局による捜査に支障が出る場合は除く)。</p> <p>④ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合  <u>監督指針別紙Ⅱ-4による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</u></p> <p>⑤ <u>金融庁への報告</u>  <u>「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等を速やかに金融庁長官へ報告する。</u></p> <p>(8) 類似商号使用者に係る対応について</p> <p>① 明らかに類似商号に該当すると認められる者(例えば、「〇〇証券」、「〇〇第△種金融商品取引業者」、「〇〇投資法人」等)については、別紙様式Ⅱ-1により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。</p> <p>② 金融商品取引業者と紛らわしい商号(注)を使用している者については、別紙様式Ⅱ-2により文書で警告を行うとともに、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により業務内容を調査するものとする。</p> <p>調査の結果、当該業者の業務が金融商品取引業者とは明らかに異なる場合を除き、別紙様式Ⅱ-3により再度文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>また、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っていることが判明した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに取り止めるようあわせて文書で警告を行うとともに捜査当局に連絡する。</u></p> <p>③ 類似商号を使用していない場合であっても、投資者からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っていることが判明した場合には、別紙様式Ⅱ－４により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換を行うものとする。</p> <p>④ 別紙様式Ⅱ－１、別紙様式Ⅱ－３及び別紙様式Ⅱ－４による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>⑤ <u>投資者からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っている</u>と断定するまでには至らない場合であっても、<u>行っているおそれがあるものと判断される場合には、必要に応じて、別紙様式Ⅱ－５による文書での照会、電話や面談等により業務の状況を直接確認し、さらに、捜査当局への連絡及び情報交換を行うものとする。</u></p> <p>⑥ 財務局長は、上記①から⑤までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。</p> <p>⑦ 財務局長は、類似商号使用者等については、管理台帳（別紙様式Ⅱ－６）を作成し、当該業者に対する投資者等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。</p> <p>（注）「金融商品取引業者と紛らわしい商号例」 金融商品取引業者で、金商法施行時に旧証券取引法第28条の</p>	<p>(削除)</p> <p>③ 別紙様式Ⅱ－１及び別紙様式Ⅱ－３による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>④ 財務局長は、上記①から③までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。</p> <p>⑤ 財務局長は、類似商号使用者等については、管理台帳（別紙様式Ⅱ－６）を作成し、当該業者に対する投資者等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。</p> <p>（注）「金融商品取引業者と紛らわしい商号例」 金融商品取引業者で、金商法施行時に旧証券取引法第28条の</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>登録を受けている者（みなし登録第一種業者）及び金商法施行後に有価証券関連業を行う者は、その商号中に「証券」という文字を使用することができる。商号中に「証券」という文字を用いるこれらの者（以下「特例証券会社等」という。）と紛らわしい商号に関しては、一般に「特例証券会社等と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。</p> <p>(a) 「証券」という文字に他の文字を組み合わせているが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。</p> <p>〔例示〕</p> <p>〇〇証券取引、〇〇証券売買、〇〇証券取次、〇〇証券投資、〇〇証券商事、〇〇証券短資、〇〇証券委託、〇〇証券媒介、〇〇証券代理</p> <p>ただし、「〇〇証券印刷」のように明らかに特例証券会社等と異なるものは除く。</p> <p>(b) 「証券」という文字は使用していないが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。</p> <p>〔例示〕</p> <p>〇〇株式委託、〇〇株式投資、〇〇株式取次、〇〇株式売買、〇〇株式取引、〇〇株式代理（債券でも同様）、〇〇金融商品取引</p>	<p>登録を受けている者（みなし登録第一種業者）及び金商法施行後に有価証券関連業を行う者は、その商号中に「証券」という文字を使用することができる。商号中に「証券」という文字を用いるこれらの者（以下「特例証券会社等」という。）と紛らわしい商号に関しては、一般に「特例証券会社等と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。</p> <p>(a) 「証券」という文字に他の文字を組み合わせているが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。</p> <p>〔例示〕</p> <p>〇〇証券取引、〇〇証券売買、〇〇証券取次、〇〇証券投資、〇〇証券商事、〇〇証券短資、〇〇証券委託、〇〇証券媒介、〇〇証券代理</p> <p>ただし、「〇〇証券印刷」のように明らかに特例証券会社等と異なるものは除く。</p> <p>(b) 「証券」という文字は使用していないが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。</p> <p>〔例示〕</p> <p>〇〇株式委託、〇〇株式投資、〇〇株式取次、〇〇株式売買、〇〇株式取引、〇〇株式代理（債券でも同様）、〇〇金融商品取引</p>
<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p>	<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p><u>IV-2-7 早期警戒制度</u></p> <p><u>金融商品取引業者の経営の健全性を確保していくための手法としては、金商法第46条の6第1項の規定に基づく、「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融商品取引業者であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</u></p> <p><u>このため、金融商品取引業者が、以下に掲げる自己資本規制比率の変動、有価証券の価格変動等について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。</u></p> <p><u>(注) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々の基準に該当する金融商品取引業者に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該金融商品取引業者の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</u></p> <p><u>また、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用するものとする。</u></p> <p><u>(1) 自己資本規制比率の変動</u></p> <p><u>自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。</u></p> <p><u>(2) 有価証券の価格変動</u></p> <p><u>金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>IV-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(4)(略)</p>	<p><u>リングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。</u></p> <p><u>(3) 為替変動の影響等</u>  <u>店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。</u></p> <p><u>(4) 監督手法・対応</u>  <u>上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。</u>  <u>また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p>IV-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(4)(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新規)	<p>(5) <u>証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）</u></p> <p><u>証券化商品の中には、複雑な構造を有し、原資産のリスクが不透明になっているものがあり、適切な情報伝達がなされていない場合には、結果として金融システム全体の中でリスクの所在が不明確になるおそれがある。</u></p> <p><u>証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士（証券会社等と適格機関投資家等）の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、上記の視点も踏まえ、以下のような点に留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、証券会社等が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、同様に以下の点に留意が必要である。</u></p> <p>① <u>販売に先立ち、原資産の内容やリスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、社内で分析を行っているか。</u></p> <p>② <u>販売の際に、格付けのみに依存することなく、自ら分析した原資産のリスク、格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。</u></p> <p>③ <u>投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。</u></p> <p>④ <u>市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たって、客観性を確保するための態勢が整備されているか。</u></p>



金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(5) 監督手法・対応 (略)</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-3-1 法令等遵守態勢</p> <p>店頭デリバティブ取引業者(金商法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。)が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上で重要である。</p> <p>こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(6) 監督手法・対応 (略)</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-3-1 法令等遵守態勢</p> <p>店頭デリバティブ取引業者(金商法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。)が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上で重要である。</p> <p>こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p> <p>(1) 分別管理に係る留意事項</p> <p>① <u>店頭デリバティブ取引業者が金銭その他の保証金を管理するにあたり、業府令第143条第1項第3号に規定されるカバー取引相手方への預託を行っている場合、当該保証金のうちカバー取引に該当しない自己取引に係る保証金がある場合は、カバー取引に係る保証金と自己取引に係る保証金とを明確に区分して管理しているか。</u></p> <p>② <u>カバー取引相手方へ預託した保証金について、相場の変動等により追加すべき保証金(顧客への立替金)が発生した場合には、自己勘定において支払うこととし、顧客勘定として管理する保証金をこ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>れに充てることのないよう管理しているか。</u></p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>顧客及びカバー取引相手方との取引</u></p> <p><u>以下の点について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</u></p> <p>イ <u>カバー取引の発注方法</u></p> <p>ロ <u>カバー取引の執行基準</u></p> <p>ハ <u>カバー取引相手方との間でシステム障害が発生した場合の対応</u></p> <p>④ <u>相場が急激に変動した場合の対応</u></p> <p><u>相場が急激に変動した場合の対応について、顧客に対して適切な説明を行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>自己勘定取引に係る社内管理態勢</u></p> <p><u>自己勘定による取引を行っているか否か、行っている場合のリスク管理態勢等について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>分別管理の状況</u></p> <p><u>保証金をカバー取引相手方へ預託している場合には、金商業府令第94条第1項に規定するカバー取引相手方の情報に加え、カバー取引相手方での口座設定の状況及び保証金の管理の状況について</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>適切な説明を行っているか。</u></p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>IV-3-3-4 店頭金融先物取引に係るリスク管理態勢</p> <p><u>顧客を相手方として取引を行う通貨に係る店頭金融先物取引については、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</u></p> <p>(1) 顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項</p> <p>① <u>店頭金融先物取引業者が、顧客との取引後、カバー取引を行うまでの間に時間差が生じる可能性がある場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>カバー取引を顧客との取引ごとにその都度行うのではなく、一定の時間ごと若しくは一定の金額ごとに行う又はディーラーの判断によって行うこととしている場合には、顧客との取引とカバー取引とに時間差が生じることに十分留意し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>顧客からの指値注文又はロスカット注文について、情報ベンダー等が示す相場の気配等から判断して注文を約定させその後カバー取引を行う場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>④ <u>システムによるカバー取引に係るシステムリスクについては、基本的にはⅢ-2-8における態勢整備の留意点をもって対応することとするが、カバー取引を行う際にカバー取引相手方との間でシス</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>テム障害により、取引が行えない場合があることを勘案し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>⑤ <u>カバー取引相手方との間の契約内容等を十分に把握し、トラブル発生時の対応が迅速かつ適切になされるような態勢が整備されているか。</u></p> <p>(2) <u>相場が急激に変動した場合の取引に係る留意事項</u>  <u>相場が急激に変動した場合に備え、自己勘定取引を停止する又はカバー取引相手方との取引ができない場合には顧客からの受注を行わない等の具体的なリスク管理の方針を定め、そのための態勢を整備しているか。</u></p> <p>(3) <u>自己勘定取引に係る留意事項</u>  <u>顧客取引に係るカバー取引以外に自己勘定による取引を行っている場合には、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>自己勘定取引を行う担当者のポジションリミット、ストップロスリミット(日次・月次)、オーバーナイトポジションのリミット等について社内規程を整備しているか。</u></p> <p>② <u>自己勘定取引を行う担当者の取引の発注に関し、誤発注を回避するためのソフトリミット・ハードリミットを設けているか。</u></p> <p>③ <u>担当者の行う取引における社内規程の遵守について、バックオフィスにおいて常時モニタリングする態勢となっているか。</u></p> <p>(4) <u>監督手法・対応</u>  <u>日常の監督事務を通じて把握された店頭金融先物取引業者のリスク管理態勢に関する課題及び対応状況については、ヒアリングや金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を通じて把握することとする。また、当該業者の状況が公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新規)</p>	<p><u>改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）</u></p> <p><u>みなし有価証券販売業者の中には、金商法第2条第2項第1号及び第2号に規定する信託受益権について第28条第2項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「信託受益権販売業者」という。）があるが、これらの者が取り扱う証券化商品（信託受益権）についても、原資産の情報が投資者に適切に伝達されることが重要である。そのため、以下のような点に留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、信託受益権販売業者が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、同様に以下の点に留意が必要である。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(4) 監督手法・対応 (略)</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 委託証拠金その他の保証金の受領に係る書面交付に係る留意事項 金商業等府令第114条第1項第4号に規定する「当該金融商品取</p>	<p>① <u>販売に先立ち、原資産の内容やリスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、社内で分析を行っているか。</u></p> <p>② <u>販売の際に、格付けのみに依存することなく、自ら分析した原資産のリスク、格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。</u></p> <p>③ <u>投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。</u></p> <p>④ <u>市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たって、客観性を確保するための態勢が整備されているか。</u></p> <p>(5) 監督手法・対応 (略)</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>引業者等が保証金を受領した日付</u>については、各社において顧客との間で約した取決めにに基づき、入金された当日又は翌営業日等とすることができるものとする。</p> <p>(5) 監督手法・対応 (略)</p>	<p>(4) 監督手法・対応 (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧						新					
監督指針別紙Ⅱ－6						監督指針別紙Ⅱ－6					
(日本工業規格A4)						(日本工業規格A4)					
類似商号使用者等管理台帳						無登録業者等及び類似商号使用者管理台帳					
業 者 名						業 者 名					
所 在 地						所 在 地					
代 表 社 名		資 本 金	百 万 円	役 職 員 数	人	代 表 者 名		資 本 金	百 万 円	役 職 員 数	人
店 舗 名 ( 所 在 地 )						店 舗 名 ( 所 在 地 )					
業 務 内 容						業 務 内 容					
日 付	苦情・照会等の内容及び当局の指導内容、相手方の対応等					日 付	苦情・照会等の内容及び当局の指導内容、相手方の対応等				